

総社市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第28号

総社市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

総社市情報公開条例施行規則（平成17年総社市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）				
区 分			金 額		区 分			金 額	
写しの 作成に 要する 費用の 額	複写機 による 複写	日本産業規格B列5番 からA列3番まで	白黒	1枚につき 20円	写しの 作成に 要する 費用の 額	複写機 による 複写	日本工業規格B列5番 からA列3番まで	白黒	1枚につき 20円
			カラー	1枚につき 100円				カラー	1枚につき 100円
		略	日本産業規格A列2番 からA列0番まで	白黒	1枚につき 200円		略	日本工業規格A列2番 からA列0番まで	白黒
略					略				
略					略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。